

(案)

< 第6回 設備技術規格評価委員会 >

【日時】 2025年12月3日(水) 10:00～11:30

【場所】 溶接会館 特別会議室(10階)および Web 会議 (Teams)

【議事】 1. 出席者、議題の確認

2. 前回(第5回)議事要録(案)について 【審議】

3. 民間規格の評価 【審議】

WES 9801:2025「特定認定高度保安実施者による保安検査基準(コンビナート等保安規則関係)」

4. 要領の改正 【審議】

5. 次期委員の委嘱および委員長・副委員長の互選 【審議】

6. 連絡事項

(1) 次回委員会の審議事項

(2) その他

【資料】 1-1 出席者リスト

2-1 第5回 設備技術規格評価委員会 議事要録(案)

3-1 技術評価書(附属書1含む)(案)

-2 資料1 設備技術規格評価委員会 委員名簿および利害関係等の確認結果

-3 資料2 添付資料1～6(別添1～14)

-4 資料3 技術評価書(案)に対する設備技術規格評価委員会の意見聴取結果

-5 資料4 WES 9801:2025「特定認定高度保安実施者による保安検査基準(コンビナート等保安規則関係)」の訂正票

4-1 民間規格等の審議に係る要領 改正前後対比表

-2 民間規格等の審議に係る要領 改正案(20251203)

-3 異議等申立対応要領 改正前後対比表

-4 異議等申立対応要領 改正案(20251203)

5-1 次期委員の委嘱および委員長・副委員長の互選について

【議事要旨】

(菅田委員長) 第6回 設備技術規格評価委員会を開催します。まず、事務局より本日の出席状況及び議事についてご説明いただきます。

1. 出席者、議題の確認

(事務局) 定足数の確認をさせていただきます。資料1-1の出席者リストのとおり、委員13名中12名出席、1名欠席であり定足数を満足しています。なお、欠席の岡田委員は委員長への委任状を事前に提出していただいております。

本日の議事ですが、まず今、出席者と議題の確認を行っているところで、この後、前回（第5回）委員会の議事要録（案）について審議していただくことになっています。3番目は民間規格の評価の審議ということで、前回（第5回）委員会で審議は終了したのですが、その後、民間規格の作成団体の方から訂正票を発行すると連絡がありましたので、その内容について皆さんに確認していただくことを予定しております。4番目は要領の改正ですが、これは前回（第5回）の委員会で問題提起していただいた件、その他の誤字脱字等の文言の修正等の要領の改正について審議していただきます。5番目ですけれども、次期委員の委嘱および委員長・副委員長の互選について審議していただく予定にしております。6番目の連絡事項ですが、特段何もなければ審議していただく必要はありませんが、何かあれば連絡事項等を共有させていただきます。

資料の方は、委員の方には配布システムの方で資料1-1から資料5-1までご確認いただけるようになっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、議題1.の出席者と議題の確認は以上でございます。

2. 前回（第5回）議事要録（案）について 【審議】

（菅田委員長） それでは続きまして2番目の議題で、前回（第5回）議事要録（案）について、審議をお願いしたいと思います。

（事務局） 資料2-1の第5回委員会の議事要録（案）でございますが、この議事要録につきましては既に皆様に事前に確認していただいております、皆様から特段のご意見はありませんでしたので、このまま承認していただければ（案）をとって、正式な議事要録として発行させていただきたいと思っております。

（菅田委員長） よろしいでしょうか。それでは、これで議事要録（案）は確認されたということですのでよろしくお願いたします。

（事務局） ありがとうございます。

3. 民間規格の評価 【審議】

（菅田委員長） 続きまして、3番目の議題の民間規格の評価ということで、WES 9801に先ほど説明のありましたように一部訂正があったということで、今回、その部分について審議をお願いしたいと思いますので、説明をよろしくお願いたします。

（事務局） それでは資料3-1から資料3-5を皆様には共有していただいておりますが、まず資料3-1と資料3-5を中心にご説明させていただきたいと思っております。

資料3-1の技術評価書（案）について、前回（第5回）委員会で審議はしていただいておりますが、今日は訂正票について確認していただくということなので、まず日付を修正させていただきます。本日の委員会で、この技術評価書が確定したということにさせていただきます。これから説明しますが、技術評価書の資料4として、新たに訂正票が民間規格作成団体より発行されていますので、その内容の確認と附属書1の中で資料番号に不備がありましたので、事務局の方で資料番号を振り直しており

ます。元々、添付されていた資料ではありますが番号を振り直したということで、皆様を確認していない資料はないと思います。

つづきまして、資料4（資料3－5）のとおり訂正票が発行されています。訂正票にありますように解説3.3.d)6)の内容が誤から正の方に修正されています。事前に皆様には確認していただいておりますけれども、黄色字のところが変更になっております。解説ですので、意味を明確に誤解のないように理解していただくための修正ということで訂正票を発行したことを確認しています。なお、この訂正票は、日本溶接協会の手続きが終わっているのです、今週中に正式に日本溶接協会のホームページで確認することができるようになるということです。この訂正票をご確認いただき、問題がないようであれば、技術評価書を確定させていただきたいと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

（菅田委員長） それでは、この訂正票に関して質問等はございますか。特に無ければ訂正票を加えた規格として認めたいと思います。

（事務局） ありがとうございます。

4. 要領の改正【審議】

（菅田委員長） それでは、4番目の議事に移ります。要領の改正ということで内容について説明をお願いします。

（事務局） 資料につきましては資料4－1から資料4－4になりますが、資料4－1と資料4－3について確認していただければと思います。

まず、資料4－1は民間規格等の審議に係る要領に関する改正ということでございます。資料4－1には改正前後の対比表を示しております。この要領につきましては、前回（第5回）の委員会で問題提起された件と、その後に委員と事務局で気づいた誤字脱字に関する改正となります。要領2. 項の本委員会の審議手順（1）項の“もとづき”の表記が漢字と平仮名とでばらついており、他の規則・要領を確認したところ、漢字の“基づき”に統一するのが良いとしました。また、（3）項の“纏め”の漢字表記を平仮名の“まとめ”に修正することで表記を統一したいと思います。これらは、渡委員と事務局の方で気づいたものですが、漢字と平仮名の表記の修正なので、これまでの審議には影響ないと思います。3. 項のプロセス評価委員会の審議手順ですけれども、（3）項の“纏め”を“まとめ”に、（5）項の“全体技術評価書”を“全体評価書”にそれぞれ修正します。（8）項が前回（第5回）の委員会で安部委員から問題提起のあった件です。（8）項の新設ということで、改正の背景を備考欄に記載しています。第5回委員会にて委員より、既に公開されている民間規格の改正版が、保安検査の方法として妥当であると評価され公開されるにあたり、旧版となった公開中の民間規格の取り扱いについて問題提起がありました。しかしながら、民間規格等の審議に関する要領には、3.（6）項に妥当性を確認した民間規格をリスト化（公開）すること➡について、また、3.（7）項にリスト化された民間規格の見直し期限について規

定されていますが、旧版となった民間規格の取り扱いについては規定されていない。そのため、民間規格等の審議に関する要領を改正し、旧版となった民間規格の取扱いについて明確化することとしたものです。併せて、同じく第5回委員会において高圧ガス保安室より、既に公開されている民間規格について何らかの事情・理由により公開を取り止める必要が生じた場合の取り扱いを明確にしておくべきとの指摘を受けたため、民間規格等の審議に関する要領を改正することとしています。実際の改正内容は、(8) 妥当性を確認した民間規格のリスト掲載期限というタイトルで新設しています。保安検査の方法としての妥当性を確認した民間規格について、リスト掲載期限は以下の通りとする。~~せうここと~~a.項では、当該民間規格の改正版がリストに掲載される日を掲載期限とする。ただし、経過措置として、改正前の民間規格は、改正版がリストに掲載された日から起算して1年間または当該民間規格を作成した団体が別途定める経過措置期間のいずれかのうち、後に到来する日を掲載期限とするとしてしたので、1年間を超える場合もあり得るということとなります。この委員会では、保安検査の方法としての民間規格は評価いたしますが、その民間規格がどちらの事業所での事業者が使われているのかという把握ができないこともありますので、色々な事情がある場合も想定して、その辺りの事情は民間規格作成団体にて把握しているだろうということで、そのご意見を踏まえて事業者が混乱しないよう配慮をしているものです。なお、この経過措置に該当する規格については、旧版に対する経過措置としての掲載期限であることを明示のうえ、リスト上に公表するものとする。例えば、24年版と25年版の両方がリストに掲載された場合、24年版はこういった期限で掲載されなくなりますということをつけ加えることで、それ以降は24年版を保安検査の方法として使用しないようにという歯止めにする意図があります。次にb.項ですが、主に高圧ガス保安室様からのコメントを踏まえて新設したものです。前項a.によらず、本委員会が次の各号のいずれかに該当するものと決議したときは、その決議日を掲載期限とする。ただし、経過措置として、決議日から起算して1年間または当該規格が前項a.により定められていた掲載期限がある場合は、いずれか先に到来する日を掲載期限とする。a.項は、つつがなく旧版から改正版へ移行してもらいたいという趣旨を定めたものであり、b.項は、できるだけ早めに保安検査の方法として使うことは止めてもらいたいという意向を反映した規定としていますので、最長でも1年間としています。なお、この経過措置に該当する規格については、下記①～③のいずれかに該当する理由と掲載期限とを明示のうえ、リスト上に公表するものとする。掲載期限だけでなく、なぜそのような掲載期限となったかを付記して公開しておくことで、事業者の方にその後の対応を適切に行っていただく一つの**切欠きっかけ**になるのではないかとということで、そのような規定としています。まず、①重大な瑕疵が確認され、保安検査の方法として妥当性が失われた場合。②リスト化された時点から5年以上が経過したにも関わらず、特段の理由なく見直しが行われていない場合。③当該民間規格を作成した団体が当該規格を廃止した場合、または団体の解散その他の理由により規格の

維持・管理が不可能となった場合。この3つのケースを設定しました。①は、前回委員会で高圧ガス保安室様の方からご指摘を受けた内容に相当すると考えております。②は、この委員会の趣旨として、民間規格をできるだけスムーズに保安検査の方法の内容に反映する一方で、民間の優れた知見や技術をできるだけ速やかに規格に反映するために5年ごとに見直しを行うことが決められているので、5年以上何ら理由もなく、改正や見直しをしないことは受け入れられるものではないということで規定しています。③は、この委員会で規格を作っている訳ではありませんので、この委員会で規格を維持することはできません。規格を維持していただくのは規格を作成した団体様であり、その団体様が規格の維持・管理が実行不可という状態に陥ったことを覚知すれば、規格に関する技術的な問い合わせ等ができなくなり、何か間違いが起きないとも言いきれませんので、我々の方は公開することはできないということです。なお、いずれにしても委員会の決議の後となりますが、こういった規定を設定させていただきました。

(菅田委員長) 一旦、ここで区切ります。前回委員会で問題提起の定義がありました、民間規格の旧版をいつまで使って良いのかということを明確化するというので、今回、このような案が事務局から出されました。皆様には事前にお渡しして読んでいただいて、資料の中にも既に委員の方からのご意見もございますけれども、この案につきまして、ここで何かご意見がありましたらよろしくお願いします。

(安部委員) (8) a. 項には当該民間規格を作成した団体が別途定める経過措置期間とあり、また、備考欄には旧版の民間規格の運用実態を把握しているものと推察される民間規格作成団体が、1年間を超える経過措置期間を別途定めている場合には、その期間も有効とすることとした、とある。1年間を超えるものを定めないということも有りえると思うが、明確になっていないように思う。定めるのか、あるいは定めないこともあるのかを確認したい。また、期間をどれだけでも長くすることもできるような感じになっているので、最大限で何年、ということはないのでしょうか。例えば、10年とか20年とされてしまうと、経過措置なのかということになるのではないか。その辺りに対する意図や想定を確認したい。

(事務局) 事務局の意図としましては、もちろん定めていなければ1年ですが、民間規格作成団体が定めているかいないかを評価の要件にまでするのはどうかと悩んだところもありますが、定めていなければ、その意図とすればすぐ切り替えてもらいたということであろうし、もし特別に定めていれば、それを尊重することもできますよということです。私の理解で恐縮ですが、規格は新しいものが出れば、古いものから新しいものへ速やかに切り替えるというのが一般的だと思いますので、特段に定めないこともむしろ一般的なのかなと思います。ただし、この保安検査の方法につきましては、事業者様がまさに今、そのルールで保安検査を実行していることを踏まえれば、1年間というのは、経済産業省が告示で定める保安検査の方法でも運用されている実態がありますので、こちらでも設定しておくべきと考えます。繰り返しになりますが、民間

規格作成団体が定めていないことが、事務局としては一般的かなと思います。ただし、特別な事情があって定めているのであれば尊重しても良いと。なぜならば、我々が運用実態を把握できない委員会の性質上、何か特別な事情があるかもしれないことや、あるいは元々の規格に定めがあるかもしれないということを想定したものです。最長何年間なのかということですが、b.項でも話しましたとおり、そもそも5年以内に見直しをしてもらわなければならないとしている委員会の趣旨からすると、5年を超えるというのはおかしいので、歯止めとすれば5年だと思います。そのことを要領に定めるかどうかは審議していただければと思いますが、事務局としましては5年を超えることは認められないだろうと考えています。

(安部委員) 別途定めるとなっているので、いつ定めるのかということもあると思う。1年以内に定めていただければ1年が来るので、それが期限であると理解します。また、1年以内に定めるとしても、せめて5年以内にすべきだというのが運用上の理解だと理解しました。

(事務局) 念のため補足しますが、“別途定める”の別途とは、当委員会の規則、要領以外で定められているという意味合いで用いたもので、時系列的なことを意図しているものではありません。

5年間というのは事務局が言っているだけなので、5年間超はダメというのは直接的に読み取れないというのはご指摘のとおりかもしれません。その都度、毎回議論していただければ良いという考え方もありますが、この要領に定めるという方法もあるかもしれませんので、皆様で審議していただければ良いと思います。

(昆野委員) デフォルトは1年、それを超える場合は別途のものを認める、よくあるこの限りではない、の類だと思いますが、こういったケースを想定しているのでしょうか。

(事務局) 先ほど言いましたが、基本的に新しいものを作った瞬間に作った側からすれば新しい方に乗り換えて欲しいというのが常だと思います。とはいえ、作った側ではなくて使っている側の事情を鑑みれば、そのようなこともあり得るのかと思ったものであり、あるのかないのかもはっきりしたところではないです。けれども、A認定事業者が使う規格を評価していますので、A認定事業者は運転期間のスペンが比較的長いところもあるので、ひょっとすると1年というのは、保安検査の方法が変わるといことハードルが上るのかなと想像したものです。4年あるいは機器によってはもっと長い保安検査の仕組みとしてのサイクルを1年間で変えられるものなのか、実態が分からないところもあるので配慮が必要かもしれないと考えたところです。

(昆野委員) 先ほど、事務局から実態を把握できない委員会という発言があったが、その実態にできるかできないかのために、各カテゴリーの人が呼ばれていると思っていて、私とかは運用する側の方の立場で出ているので、今の1年を超えるというケースで思い当たるのが、技術上の基準に対して保安検査の方法を決めるものですから、運転中のものなのか停止時のものなのかで変わるのかなと思います。運転時検査のものであれば来年も運転時検査の可能性がありますが、やはり停止時保安検査に関するもので

あれば連続運転期間になるので、4年のものが多いと思いますが、そのタイミングでとなると1年を超えるというのがここにあたるのかなと思います。この限りではないとか別途定めるといものについては、安部委員の言われるとおり、どういう場合を想定したら最長何年なのか、例えば連続運転期間とか次回の停止時保安検査までには切り替えるとかいうようなキャップを設けるのが現実的かなと思います。何を想定したのかにもよりますが、私は停止時保安検査を想定しました。

(事務局) 事務局の案は、規格作成団体がそういったことも踏まえて定めるであろうとしたものですが、~~越野~~昆野委員のご意見の次回停止時ということであれば、当委員会で一律に決められる内容ではあるので、人任せにするような規則よりもそちらの方が良いということであれば。

(昆野委員) 1年を超える場合を明確化しておくには、どんなことを想定しているのでしょうかというのが私の最初の質問でした。

(事務局) 停止のスパンで物事を切り替えやすいというのが、事業者の大多数のご意見なのでしょうし、色々な民間規格作成団体の考え方ではらつくよりは統一感があるような気はします。

(昆野委員) 開放周期の話になると12年とかある訳で、次回開放まで最長12年後とかも起りうることになる。連続運転期間中の運転中保安検査と停止時保安検査のやり方についてものを議論するのであれば4年が妥当だと思うし、開放検査を想定するともう少し長い期間が必要になってくる。

(事務局) すごく長いものが出てくるのではないか。

(昆野委員) であるからこそ、1年を超えるというのはどんなことを想定して設けているのか、という最初の質問となった。

(事務局) 10年とかになると、規格作成団体側の方が維持できないということになるのではないか。そうすると先ほど私が述べたように、本委員会では、5年を超えて漫然と何も変えないで同じ方法を使うのは望ましくないと考えていますので、運転中、停止時あるいは開放検査時に切り替えることになるにしても、本委員会として言えるのは、新たな方法があるにも関わらず、古い方法を5年間以上使うというのは推奨しにくいと思います。

(昆野委員) 保安検査の期間、その形態の運転中、停止時あるいは開放検査するとかしないということではなくて、委員会の事務運営上の5年以内に見直すのを最長とすることか。

(事務局) 委員会の成り立ちである経済産業省の内規にも、5年を一つの区切りとして必ず見直しを行うものでなければならないと規定されている。できるだけ新しい技術や考え方を導入した規格を評価すべきだということだと思うので、一方で、抜け道という言葉は悪いですけども、旧態依然としたやり方を使えるというのはすぐわなくなるのかなと思います。

(石崎部会長) オブザーバーでございしますが、意見をよろしいでしょうか。

(菅田委員長) どうぞ。

(石崎部会長) 申請団体の部会長の石崎でございます。今の議論でございますけれども、我々の立場から言えば、1年ということであるべく可及的速やかにやりたいと思っています。ただ、ケースバイケースで中身については、先ほど昆野委員からもありましたように、最長12年とか簡単に開けられないものとかがあったりすると思われまので、1年を超えるものについては、願わくは、申請団体の方からいつまでに切り替えますということを宣言させていただき、それが妥当かどうかについてこの委員会で審議事項としていただくのが良いと思います。

(事務局) 申請団体が別途定めるものを審議事項として定めるということですが、例えば、WES 9801:2024 の改正版である WES 9801:2025 を審議して先ほど技術評価を終えた訳ですけれども、審議のタイミングは、技術評価の時に旧版となる WES 9801:2024 は1年間の経過措置を設けることに対して、民間規格作成団からの意見を伺って審議するという理解でよいか。

(石崎部会長) 申請書とともにセットにして、こちらから宣言するのがスマートだと思います。

(昆野委員) 改正内容に応じて、これは最長〇〇年、これは次回△△までということか。

(石崎部会長) そうです。審議で一番スマートなのは、申請書の最後に承認後の切り替えの年限という欄を設けていただいて、そこに我々の方で自主的に記入して、皆さんでそれが妥当かどうか審議をいただいて、皆さんの方では原則1年ということだけ書いていただければ事足りると思います。それが最終的に、設備技術規格評価委員会とプロセス評価委員会の皆さんの目で見てもおかしくないということであれば、それが一番納得のいくものかと思います。

(事務局) 規格の申請にあたって記載していただいている書類の備考欄に、例えば、WES 9801:2025 の旧版となる WES 9801:2024 は、〇〇まで利用可能とする、と記載するということでしょうか。

(石崎部会長) それでも良いですし、新たに欄を一つ設けていただいても構わないので、委員会側のご都合で考えてもらい、そちらの宣言についてもそれに含めて審議していただければと思います。

(事務局) そうなると要領の一部を改正することになります。先ほど技術評価は終えた規格をどうするかという点が気になります。

(昆野委員) 今回の規格は1年を超えるものでなければ、デフォルトの1年以内ということが良いのではないか。

(事務局) 例えば、この場に申請団体の石崎部会長が来られていますが、この場で提示していただけるものですか。

(石崎部会長) 今回のものは、1年で切り替えられます。

(宮崎委員長) オブザーバーですが、発言よろしいでしょうか。

(菅田委員長) どうぞ。

(宮崎委員長) 石崎部会長とこちらで話をしていましたのは、申請団体以外の事業者が使っている場合、その意向とは異なる切り替え期限が定められてしまうと、公平性が担保できない恐れがあるかもしれないと思ったが、事業者は全て申請団体に入っておられるとのことで、事実上、申請団体以外の事業者が使っていることはないのです、その点でも問題ないと思います。

(事務局) ありがとうございます。WES 9801:2024 の審議において議論になったと思いますが、この規格を運用する事業者は、申請団体が行う活動に積極的に参加しなければならないことが要件になっていましたので、そういった情報を共有するためにもそのような要件を定めているものと思われま。

(越野委員) 高圧ガス保安協会の越野でございます。私もこの件に関しては~~意見を述べさせていただきます~~事前に質問を出しておりましたので、今日の議論も聞かせていただいて、方向性について異論は全くございません。私がこの~~意見質問~~を出させていだいたのは、1年で本当に皆さん足りるのかあるいは足りないケースはないのかを気にして、~~セア~~そういうケースはどうするのか、始めにある程度決めておかないとユーザーの方々が困ります~~ね~~、ということで出させていただきました。~~今日の話を聞いていますと~~、私~~が~~気にしていたのは2点ございまして、まず、~~変わった~~改正されたことにより手続きとして掛かる期間が1年で大丈夫でしょうかということ、これまでのケースですと1年で大丈夫だったのですけれども、このように新たな規格となつて、第2弾、第3弾と~~改正されて~~いくときに、こちらの規格のケースにしても1年で手続きが大丈夫でしょうかというのが一つ気になりました。その点に関しては、昆野委員からも比較的それは大丈夫~~かな~~と、~~ケースバイケースがあると思いますけれども~~伺いました。もう一点気にしていたのは、どんどん改正されていくなかで、少しの改正もありますし、かなり技術的な大きな改正もありますし、~~量の部分改正量が多くなるケース~~もあると思います。その質と量によっては、1年で大丈夫なケースもありますけれど、やはりもう少し~~時間を~~掛けて移行しないといけない技術的なハードル含めて~~ですね、それは~~改正内容、量によって違うのではないかとということで、やはり1年という画一的~~期間~~で大丈夫でしょうか、という気持ちもあって~~事前に~~質問させていただいたところ、その点がケースによってはやはり~~懸念が出てくるのかなとこ~~ないのか、今の感度をもう一度、~~皆様方とか、~~分かる方に聞かせておいて~~いただ~~きただけだと、今後の委員としての~~判断~~する心積もりになる~~のかな~~と思ひ発言させていただきました。

(菅田委員長) 石崎さん、いかがでしょうか。

(石崎部会長) 我々としては、今のところ、この規格自体を使用者全員が参加して規格の改正作業や事例共有等やっていくという体制ですと動かしていますので、議論の段階でそこに入っていない事業所というのではない状態なのです。ですから、越野さん等がKHKさんでご苦労されているとおり、委員会に全然関与していないような企業さんがKHKさんの対象の場合かなり一杯あって、そこでご苦労されているのは傍目か

ら見てよく分かります。我々の場合、この規格を使う前提条件として、この議論に入ってくれということになっていますので、建付け上、遅れる事業者は恐らくないはずであると思っています。そこに遅れるのであれば、そもそもこの規格を使う資格ないでしょうということも言ってもいいかなと思っています。ただし、米国を見ている、API や ASME 等のマンデートリーな規格も州によっては追い付いていないので、しばらく待ってくれということがケースバイケースで出てきたりしていますから、ケースバイケースのご判断でもおかしくないのかなと思っています。

(小島委員) 千代田化工の小島です。先ほど表示されていた審議対象になっている改正の文章を変えてしまうことになる書面審議になってしまうのかもしれないですけども、今問題になっている当該民間規格を作成した別途定める経過措置期間というものを(8)についてはa.とb.がある訳ですけども、c.としてその部分についての定義をもう一つ付け加えてはどうかと。それで今回に関しては、つまり今対象になっている2025年版については1年間の経過措置期間として、それ以降のものについてはc.の定義に則ると。その1年間に、少なくとも来年度の段階で規格作成団体の方で、別途定める経過措置期間の定義をしていただいてその部分を来年改正するという形にすると、今の段階ではそういうものがない訳なので今回の版だけは1年間にさせてください、という形にするとスムーズに進むのではないかと思います。そうするとこの文章が変わってしまうということになるのですけれども、ご検討いただければと思い発言しました。

(事務局) 小島委員、ありがとうございます。今のご意見は、a.のところから、“または…”を今回は削除して要領を確定させたらいいのではないかとということでしょうか。それは今問題になっているWES 9801が問題なさそうだからということですか。

(小島委員) はい。

(事務局) その手続きが終わったら、改めて次の審議が終わる前までにこの要領をもう一回改正して、c.項を付けてということですか。

(小島委員) 委員会のところでc.項というものを用意しておいて、規格作成団体の方からそういうものが定義されて申請されたら、次回以降で別途定める経過措置期間というものを適用できるようにするということを今回書いておき、今回は1年間にすることが出来ないかどうかということをおもいました。

(事務局) それですと、今回の改正はa.のところからは、“または…”以降を削除して一旦承認しておき、議事録として、この要領は2025年版の評価が終わって次の評価が終わるまでには、また改めてc.項のような内容で改正することとする、ということにしておくということか。今、慌てて全てそのご意見を入れてしまうと、なぜ2024と2025に適用しないのか、プロセス評価もまだ終わっていませんから評価の途中なので、この要領が直ってしまうと、それはそれで戻らなければいけない。議事録には残すにしても、規則・要領に対しては、やっている事はそれ以上でもそれ以下でもないという状態にしておかないといけない。含みを残した要領だと、要領を無視したよ

うにならないか、あるいは限定的に 2024 年度と 2025 年度は除外することを要領に書くのもおかしいと思います。やるのであれば書かない、単純に 1 年以外のことは設定しておかないけれども、議事録としては、そういう問題もあるのでもう少し議論を詰める必要もあるだろうから、たまたま今回は良かったかもしれないので、次の評価が始まるあるいは終わるまでには、そういう項目を載せて申請団体側から話を聞いて承認する手続きができる要領に次はしておくという理解をしています。

(小島委員) そういう形で今回のこの委員会の中でそのように審議されて決議されるのであれば、全く問題ありません。今回ご指摘があったように、民間規格を作成した団体が別途定める経過措置期間というものは、今回に関しては存在しない訳なので、今後どうしていくかということを決めることを、この要領の中に書き込むか、それとも議事録の形で残していくか、どちらでも良いと思うので、そこはここで決めていただければ良いと思います。今、存在しないものについて、ここで今後どうするという話をするのも色々な方の意見があると思います。

(事務局) 繰り返しになりますが、事務局としては要領を改正するにあたって、民間規格作成団体様の方で設定する期間は議論になりそうなので、ここは落ち着いて議論するためにその記述については一旦触れないで、実行上は問題ないと伺えたので、1 年以外のことは規定せずに告示で定める方法と同等にしておいて、さらにプラスアルファのことは、この次にしっかり考えて要領を規定していかないと拙速になる気がします。なるべく早めに、改めてどういう要領にすべきなのか、必要なら民間規格作成団体側とも相談しながら決めた方が良いのではないかと思います。

(小島委員) 私自身はこの改正案の文章を読ませていただいた時には、先ほどご指摘のあったようにいずれにしても 5 年のところが区切りになると理解したので、別途定める経過措置期間には意識が行かなかった。そのところは、ここでどういう風にするかは決めていただければと思います。

(菅田委員長) その他、ご意見ございますでしょうか。

(安部委員) 今の流れは少し最初から変わってしまったような理解なのですが、最初の方の理解では経過措置期間について、申請時に作成団体の方が定めていただけたらと思っていたのですが、今の話では抜くという話ですか。

(事務局) 今は、2024 と 2025 の実行上は 1 年としておいても問題ないということは言っていたので、一旦削除するということです。今後、越野委員からもありましたように、どんな改正内容になるか分からないから、そういうことも踏まえた対応も必要かもしれないが、それを今慌ててここに、どういうケースだとか、5 年を最長とするのかしないのかという議論を含めて要領化するのには拙速ではないかと思います。まだ評価中ということもあり、要領を直してしまうと、その要領に沿って評価したのかというプロセスを問われますので、実行上は問題ないということ踏まえて、一旦は 1 年としておいても、次の規格の審議が始まるまでには要領を訂正すれば乱暴過ぎないことは確認できていると思います。

(安部委員) “または…”以降を消すということか。

(事務局) そうということです。それで一旦要領を確定しておくけれども、今日の議論にあったように、1年間で足りないこともあり得るから、今後、この要領を改めて直す必要が出てくるから直すことを議論しましょうということだけは、議事録に留めておくということです。

(菅田委員長) 2026年が出た時には、申請書と同時にその旧版2025がどこまで使って良いのかを併せて申請してもらおうということか。

(事務局) そうです。

(永田委員) そこまで議論が進んでいるのだから、この文言であっても何の問題もないと思います。

(事務局) 確かにそうなのですが、具体性がないので、冒頭のご質問があったように何でも受け止めるのかということもあるので、毎回議論するというのも一つでしょうし、毎回判断基準が変わらないように、ある程度分かるように定めておくということもある。

(安部委員) “別途定める”の内容が議論されれば良いと思うので、この文章を変える必要はないのではないか。私は“別途定める”の中身が知りたかっただけである。その中身についてここに書くか書かないかではなくて、今後の議論で、昆野さんがおっしゃられたようにプラントによって違うよということであれば、それはそれで議論すれば良いだけであって、ここにそこまで入れる必要はないと思うので、私はこの赤字で問題ないと思っている。中身の理解について確認したかっただけです。

(小島委員) そういう意味では、これはこのままにして、こういう審議がなされたということと今回の議事録に纏めていただければ良いのではないかとということか。

(安部委員) そうです。

(事務局) 皆さんで毎回審議していただけるということであれば、審議しなきゃいけないということにしておかなければならないと思います。b.項はネガティブなケースなので、決議、要は実態を把握するために審議するとしています。a.項は自動的なので審議する必要はないとしています。一方で、石崎部会長から申請させてもらいたいとのことでしたので、申請していただければ議論できると考えられるので、勝手に定められていたということではなく、我々の方で申請する要件の項目の一つにしておく必要はあるかもしれない。申請資料にそういった情報を書くところを設定しておかないといけないと思われるので、そのことは議事録に残しておいて、申請の段階で旧版の有効期限を定める様式の改正をできるだけ早めに行うということによろしいでしょうか。

(菅田委員長) それで宜しいでしょうか。

(安部委員) はい。

(事務局) それでは新設する要領の(8)の本文は変えずに、別途定める経過措置期間が分かるように、申請書のどこかに記載する改正を別途行うことを議事録に残しておきます。

続きまして、誤字脱字の改正です。6.項④と附属書5.項の“ハブ”と“パブ”をそれぞれ“パブ”に修正します。次に別紙2の6.項の“とりまとめ”を“取りまとめ”に修正します。

また、事務局で他の要領についても同様な誤字脱字がないかを点検したところ、異議等申立対応要領でいくつか確認されました。第1章の異議の定義、第3章の13.項、第4章15.項および付-1の異議の定義における“もとづく”を“基づく”に修正します。また、付-1の申立の内容の“出来るだけ”を“できるだけ”に修正します。

(菅田委員長) ただ今説明のありました文字の修正は、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

5. 次期委員の委嘱および委員長・副委員長の互選【審議】

(菅田委員長) それでは、次期委員の委嘱および委員長・副委員長の互選ということで、お願いいたします。

(事務局) 次期というのは2026年度から2027年度の2か年度を指します。委員の委嘱と委員長・副委員長の互選ということです。皆さんの任期は来年6月としています。これは、当委員会は溶接協会に事務局を置いて溶接協会のプラットフォームを利用させていただいておりますので、溶接協会の活動のサイクルと合わせています。溶接協会は1期を2か年としていますので、皆さんの任期もそれに合わせさせていただいております。2024年8月の第1回委員会で、初回の相互承認ということで皆さんに委員の委嘱をお願いしました。そこから、2026年6月までということで委嘱させていただいております。任期はあと半年ほどありますが、皆さんと委員会で審議するタイミングは早々に取れないのと、皆様はプロセス評価委員会の委員も兼ねておられますので、この機会に審議をさせてもらいました。事業計画を審議するために、来年5月の開催を想定している第7回委員会で審議することも可能ではありますが、万が一のこともありますので、委員会として空白期間を設けるのも望ましくないと思いますので、なるべく連続性を持った形でやれる事はやっておきたいと考えています。資料を読ませていただきます。今後、ご自身の事情や人事異動等により再任不可となる場合を排除するものではありませんが、現時点で再任不可が確定していない委員については、全員を再任することを皆さんと事務局とで認識を共有したいと考えています。なお、実際の委嘱状などの事務手続きは、来年になってからということになります。委員の属性は、学識者、認定事業者、検査会社、圧力設備設計/製作会社、エンジニアリング会社、保険会社・試験/認証会社・第三者安全性審査会社、国が推薦する技術的専門性を有する者に沿って人選させていただいております。この属性を確認できれば、次期委員長・副委員長の互選をここで確認させていただければと思います。事前に再任不可という連絡はありませんでしたので、現在のこの体制で次期も問題ないということであれば互選しておいていただければ、事務局としては、時期によらず次回委員会を開催できることをスムーズに運営できると考えていますので、本日、審議をお願い

したものです。

(菅田委員長) 今の説明に関して、ご意見やご質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(事務局) ちなみに委員長、副委員長は連続した再選は二期までとされていますが、菅田委員長と松永副委員長は今期が一期目ですので次期の再選は問題ございません。

(菅田委員長) 特にご意見なければ、再任という形をお願いします。

(事務局) 今後、皆様のご都合等で個別に委員の入れ替えがあれば、別途審議させていただきます。

6. 連絡事項

(菅田委員長) 最後に連絡事項があればお願いします。

(事務局) 今日、技術評価書に訂正票を付け加えることを議論していただきました。要領の改正は、別途実施していきます。

全体評価を行うためのプロセス評価委員会を設定する必要があります。おそらく年明けの1月第2週から2月中旬までに開催したいと思っています。これからプロセス評価委員会の委員の皆様に対してスケジュール確認を行います。順調に進めば、年度終わりに外部評価委員会を開催できれば、年度中に全てのサイクルを終えられるものと考えています。年始もお忙しいと思いますが、ご協力いただければと思います。

(菅田委員長) 各委員の方から何かありますか。よろしいでしょうか。それでは、これで第6回設備技術規格評価委員会を終了します。ありがとうございました。

以上